

「バス・タク旅」やまがた巡り事業（Q & A）

○助成制度について（第1条関係）

問 この助成金の概要・目的について。

答 県内に本・支店等のある旅行業者が県内に本店のある事業者のバス・タクシーを利用したツアー商品を企画・販売する場合や、県内に本店のあるバス・タクシー事業者が受注した貸切バス・タクシーの利用料金に対して助成金を交付し、旅行者が負担するツアー料金及び貸切バス・タクシー料金を引き下げることにより、貸切バス・タクシーの需要回復を図るものです。

問 旅行会社が申請できる旅行はどのようなものが該当するのか。

答 要綱で規定している「募集型旅行商品の造成・催行」及び「受注型・手配型旅行」とは、次の旅行となります。

【募集型旅行商品の造成・催行】

・募集型企画旅行

旅行会社があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行に関する計画を作成し、旅行者を募集して実施する旅行

【受注型・手配型旅行の取扱い】

・受注型企画旅行

旅行者からの依頼により、旅行会社が、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成、提案し、実施する旅行

・手配旅行

旅行会社が旅行者の委託により、旅行者のために運送や宿泊等の旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を引き受けた旅行

問 貸切バス事業者が申請できる旅行はどのようなものが該当するのか。

答 要綱で規定している「運送契約に基づき運行するバスを利用した旅行」とは、バス会社が旅行者の依頼により自社のバスを運行し実施する旅行となります。

問 タクシー事業者が申請できる旅行はどのようなものが該当するのか。

答 要綱で規定している「運送契約に基づき運行するタクシーを利用した旅行」及び「運送契約に基づき運行するタクシーを利用した観光プラン（運輸局の認可を受けたもの）の企画・運行」とは、次の旅行となります。

【運送契約に基づき運行するタクシーを利用した旅行】

- ・旅行者が希望する旅行の目的地、日程により運行する旅行

【運送契約に基づき運行するタクシーを利用した観光プラン（運輸局の認可を受けたもの）の企画・運行】

- ・タクシー事業者があらかじめ、旅行の目的地及び日程、料金を定め、利用者を募集して運行する旅行。（定額観光タクシープラン）

問 県外の旅行業者が企画募集した県内のバス会社を利用したツアーについて、県内バス会社が「受注型旅行」として助成金を申請することは可能か。

答 旅行の主催が県外の旅行業者であることから申請要件に該当しません。

なお、バス会社、タクシー事業者が申請者となるのは、旅行者から直接当該事業者に対し申込みがあった場合のみとなります。

○交付要件（第3条関係）

問 なぜ、観光地等に2か所以上（教育旅行を除く）立寄る必要があるのか。

答 観光を目的とした旅行であることを明確にするとともに、県内の周遊促進につなげるためです。

問 「立寄る」に条件はあるのか。

答 「立寄る」とは、旅行の行程の中で観光やショッピング、飲食、体験等を目的に立寄る場所であり、旅行の行程表等に目的地として記載されている場所と考えています。このため、トイレ休憩のみの目的での施設への立寄りとは認められません。

問 「観光地等」とはどこか。

答 「山形県観光者数調査」に記載されている観光地のほか、温泉地や道の駅、博物館、美術館、資料館、体験施設、観光果樹園、遊園地、ドライブイン、飲食店、土産物店など、観光客や旅行者が利用する施設、場所をいいます。

問 催行人数助成を募集型旅行商品に限定する理由は何か。

答 募集型旅行商品の企画手数料に相当するものと考えています。

問 要綱の第3条に規定する「料金を還元すること。」とは具体的にどういうことか。

答 <旅行商品の場合>

旅行者が支払う旅行代金を算定する際に、バス等の借上料を助成金差引後の料金とすることにより、旅行代金の価格を引き下げることが指します。

また、3密対策としてバスの台数を増やした場合において、料金を引き上げないこと（当初1台利用だった企画旅行を2台に増やして催行する場合など）やお土産等新たなサービスを付加することも「還元」とみなします。

＜バス事業者、タクシー事業者が直接受注・運行する旅行の場合＞

旅行者の依頼により貸切バスや観光タクシーを運行する際に、旅行者への請求額を助成金差引後の金額とすることにより、バスの借上料やタクシー料金の利用者支払額を引き下げることが指します。

○対象経費（第4条関係）

問 バスの借上料に添乗員（ガイド等）の費用は含まれるのか。

答 添乗員（ガイド等）の費用は助成対象となりません。バス借上料に含まれている場合は分けてもらう必要があります。

○申請手続（第5条関係）

問 「受注型旅行」は、どのタイミングで申請すればよいのか。

答 「受注型」の旅行は「募集型」と違い、旅行者からの依頼に基づき実施される旅行であることから、事前に交付申請を行うことが困難と考えられます。このため、「受注型」の旅行については、事前に取り扱い見込により申請いただき、実績報告の際に精算することとしています。

○教育旅行に係る助成要件・利用条件の緩和関係（令和2年9月1日～）

問 教育旅行とはどのような学校行事を対象とするのか

答 県内の小・中・高・特別支援学校において学校行事として実施される修学旅行や遠足、宿泊学習等の日帰り又は宿泊を伴う旅行のほか、スキー教室、社会科見学、演劇鑑賞など、校外学習活動として実施される学校行事全般を対象とします。

ただし、次の活動は教育旅行の対象外とします

- ・部活動の遠征（学校行事として計画されている公式試合・大会への参加を除く）
- ・スポーツ少年団活動での遠征

「バス・タク旅」やまがた巡り事業助成金	
対象となるもの	学校行事として実施される校外活動全般 (下記「対象とならないもの」を除く)
対象とならないもの	・部活動の遠征（学校行事として計画されている公式試合・大会への参加を除く）など、教育課程外の活動 ・スポーツ少年団の遠征

問 なぜ、スポーツ少年団の活動は対象とならないのか。

答 スポーツ少年団の活動は、少年団が独自に主体的に行っている活動であり、学校の管理外の活動であるため、教育旅行には該当しません。

問 なぜ、部活動の遠征は対象とならないのか。

答 部活動は学校の管理下で実施される活動ですが、教育課程外の活動と位置づけられており、学校行事には該当しないことと整理しています。

ただし、本事業では、学校行事として計画されている公式試合や大会への参加を目的としたバス（タクシー）利用については対象とします。

問 なぜ、教育旅行について、助成要件と利用条件を緩和したのか。

- ・ 観光地等を2か所以上立寄る条件を除外したこと
- ・ G o T o トラベルキャンペーンとの併用を認めたこと

答 児童・生徒が県内を旅行先として郷土を知り体験することは、郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成することにつながるものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症への対応として旅行先を県内に変更する学校が増えていることを踏まえ、児童・生徒が地域資源の魅力を再発見し、理解を深める機会を支援し、県内周遊の促進を図るとともに、新型コロナウイルスの影響を受けている県内観光産業の早期回復を図るため、移動時における3密対策など、新型コロナウイルス感染防止対策による安全・安心な教育旅行の実施にも活用してもらえよう学校行事全般を幅広く対象とするものです。

問 他県の学校が山形県で教育旅行を実施する場合は、観光地等に2か所以上立寄ることは条件となるか。

答 県内観光地等への2か所以上の立寄条件を適用しないのは、県内の小・中・高・特別支援学校が実施する教育旅行等であり、県外の学校が実施するものについては、これまでどおり、県内観光地等へ2か所以上立ち寄ることが条件となります。

問 バス料金に対し、県又は市町村が助成を行う場合でも併用は可能か。

答 県又は市町村が助成金（バス料金に対する補助）を出している場合、本事業との併用はできません。